

「インバウンド誘客促進特別事業」企画・運營業務委託に係る
企画提案募集実施要領（案）

1 委託業務名

「インバウンド誘客促進特別事業」企画・運營業務

2 委託業務の目的

海外の旅行予約サイト（以下「OTA」という）を活用し、鹿児島島の魅力をしっかりと情報発信する旅マエのプロモーションを実施するとともに、鹿児島県内での宿泊を伴う九州新幹線の割引旅行商品の造成・販売を行うことで、直行便以外で本県を訪れる外国人観光客を増やし、観光消費額の拡大を通じて地域経済の活性化を図る。

本事業の趣旨については、「別紙 インバウンド誘客促進特別事業を実施するにあたっての県の考え方」をご参照ください。

3 履行期限

令和9年3月19日（金）

4 事業概要

受託者は、OTAと連携して本県の特設ページを開設し、外国人観光客に向けて鹿児島旅行に関する情報をわかりやすく提供するとともに、「博多発ー鹿児島中央着の新幹線乗車券」と「県内宿泊（1泊以上）」を組み合わせた旅行商品の造成・販売を行うことで、福岡を経由して鹿児島を訪れるルートを認識してもらい、直行便以外で本県を訪れるインバウンドの誘客拡大を図る。

5 事業費

- (1) 運営事務費（間接経費） 42,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 割引原資額（直接経費） 228,400千円以内

6 参加資格

- (1) 本企画提案募集の参加資格は以下に掲げる要件を全て満たすこと。

複数の事業者が「共同企業体」として参加する場合は、「共同企業体」の全ての構成員が以下に掲げる要件を全て満たすこと。

また、「共同企業体」の代表者となる者は共同企業体構成員相互の関係を調整し、委託料の適正な執行、管理、報告書の作成等の事務管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

- ① 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団の統制の下にある団体でないこと。
- ② 鹿児島県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- ③ 鹿児島県の指名停止基準に基づく指名停止を応募書類の受付期間において受けていない団体等であること。
- ④ 鹿児島県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- ⑤ 事業の実施に当たり県との打合せなどに適切に対応できること。
- ⑥ 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

- ※ 「共同企業体」とは、全ての構成員が協定書（様式5）を取り交わし、同協定書に基づき、本委託業務を共同で行うものである。
- 各構成員は、協定書に記載された事項を遵守し、本委託業務を適正に履行すること。
- また、構成員の全てがその他の「共同企業体」の構成員及び提案者にならないこと。

7 業務の再委託

受託者が、再委託することにより、本事業の効率的・効果的な執行に資すると思われる場合は、鹿児島県と協議の上、その一部を再委託することができる。

8 スケジュール

- | | | |
|-------------------------|--------------|-------|
| (1) 企画募集開始 | 令和8年5月14日(木) | |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 5月21日(木) | 17時まで |
| (3) 質問回答 | 5月27日(水) | |
| (4) 参加申込書 | 5月29日(金) | 17時まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 6月3日(水) | 17時まで |
| (6) 企画提案書の選考（プレゼンテーション） | 6月5日(金) | |
| (7) 受託事業者決定・契約手続開始 | 6月中旬予定 | |

9 応募方法等

(1) 提出書類

① 参加申込書

企画提案への参加について、別添「参加申込書」（様式1）により、E-mailで提出すること（送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと）。

【共同企業体で参加する場合】

提案代表事業者名で申請し、「共同企業体構成表」（様式1-2）を添付すること。

また、構成員は「共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への提案手続きに係る委任状」（様式1-3）を提出すること。

② 参加の辞退

「参加申込書」を提出後、辞退する場合は、別添「辞退届」（様式2）を6月3日(水)17時までにE-mailで提出すること。

③ 企画提案書

別添「提案書」（様式3）に、仕様書の内容に即した次の項目を記載した企画提案書（任意様式）を添付して提出すること。

ア 当該事業全体に係るスケジュール

イ 企画説明書

次の項目を含めること。

- ・ 全体設計
- ・ 本業務における事務処理スキーム
- ・ キャンペーン名称
- ・ プロモーション・情報発信の内容
- ・ 事務局運営体制
- ・ 成果把握・効果検証

ウ 本事業の類似事業の受託実績

エ 会社等概要書（現在の事業内容、登記簿の写し又は定款）

※ 上記提出書類は、A4横・長編綴じとし、両面印刷の場合は、縦開きとすること。また、2穴パンチをあげ、カバーを付けないこと。

※ 共同企業体として提案する場合は、企画提案書と併せて「インバウンド誘客促進特別事業」企画・運營業務委託共同企業体協定書」（様式5）を提出すること。

④ 参考見積書

仕様書の業務内容に係る見積りについて内訳を明記すること。

※ 正式な見積りについては、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

⑤ 質問について

本企画提案募集に関して質問がある場合は、「質問書」（様式4）により、E-mailで提出すること。

(2) 企画提案書の提出条件

① 企画提案書は、1社（又は1共同企業体）につき1案に限る。

② 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出期限以降における書類の差し替え及び修正は認めない。

③ 採用された企画提案書の使用权は鹿児島県に帰属する。

④ 受託者決定後は、鹿児島県と十分に協議しながら事業内容を決定すること。

⑤ 本企画は企画の一部を修正又は変更する場合があります、その変更については、必要に応じて鹿児島県と受託者が協議の上対応する。

⑥ 企画提案書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 企画提案書・参考見積書の提出部数

上記(1)の③（企画提案書） 7部

上記(1)の④（参考見積書） 1部

(4) 企画提案書・参考見積書の提出方法

持参又は郵送のみとする。

(5) 企画提案書・参考見積書の提出期限

令和8年6月3日(水) 17時まで

10 提案内容

(1) 全体設計

① 本業務の目的達成に向けた全体戦略（ターゲット設定、基本方針）を示すこと。

② 各市場の特性を踏まえた実施方針及び優先順位の考え方を示すこと。

③ 円滑な実施のための全体スケジュールを具体的に示すこと。なお、事業終了後の精算・報告期間は履行期限内で完了すること。

(2) 市場別戦略

- ① 対象市場（米国、シンガポール、タイ、ベトナム、韓国、中国、台湾、香港）ごとに以下を示すこと。
 - ・ ターゲット像（年齢層、旅行形態、嗜好等）
 - ・ 鹿児島旅行における訴求ポイント
 - ・ O T Aでの訴求コンテンツの方向性
 - ・ 最適な販売時期及び販売期間
 - ② 各市場の販売人数及びその設定根拠を示すこと。
- (3) O T Aを活用したプロモーション施策
- ① 連携するO T Aの選定理由（市場別の利用状況、送客力等）を示すこと。
 - ② O T A内における特設ページの構成及び導線設計について具体的に示すこと。
 - ③ 「鹿児島」関連検索時の表示機会を増加させるための具体的施策を提案すること。
 - ④ 広告配信、レコメンド、特集掲載等を活用した誘導施策を具体的に示すこと。
 - ⑤ O T A内における宿泊施設、体験商品等の掲載拡充に向けた取組を提案すること。
- (4) 商品造成及び販売戦略
- ① 指定された旅行商品の造成方法及び販売手法について具体的に示すこと。
 - ② 新幹線チケットのQR化を含む利用フローを分かりやすく示すこと。
 - ③ J R九州との連携方法及び県内周遊促進策を提案すること。
 - ④ 2万人の販売想定を達成するための具体的な販売戦略（K P I設定、進捗管理方法等）を示すこと。
 - ⑤ 販売状況に応じた市場間の調整方法について提案すること。
- (5) ハッシュタグキャンペーンの企画
- ① 対象市場におけるS N S利用特性を踏まえた企画内容を示すこと。
 - ② 投稿促進のためのインセンティブ設計（景品内容、当選確率等）を具体的に示すこと。
 - ③ 拡散力を高めるための取組を提案すること。
 - ④ 関係事業者との連携方法を示すこと。
- (6) アンケート調査の企画・分析
- ① 回答率を高めるためのアンケート導線設計（設置箇所、タイミング等）について提案すること。
 - ② 回答インセンティブの内容及び付与方法について具体的に示すこと。
 - ③ 調査項目の設計方針（来訪動機、満足度、交通手段、情報収集手段等を踏まえた設計）を示すこと。
 - ④ 回収したデータの分析手法及び、次年度施策への活用方法について提案すること。
- (7) キャンペーン名称
- 本事業の目的・内容を踏まえたキャンペーン名称案を提案すること。
- (8) 本業務における事務処理スキーム
- ① 執行管理・精算業務
 - ・ 効率的な実施体制を示すこと。
 - ・ 販売実績の管理方法（頻度、報告方法等）を具体的に示すこと。
 - ・ 割引原資の精算方法及び頻度（月1回以上が望ましい）を示すこと。

② 対象利用者の確認方法

本事業は、海外在住者が福岡空港を経由して鹿児島を訪れてもらうことを目的としており、当該事業趣旨を踏まえた運用を確保するための具体的な確認手法を提案し、実施すること。

(本事業の対象者)

海外在住の外国人又は日本人のうち、福岡空港を経由して鹿児島を訪れる旅行者

(確認手法の例)

- ・特設ページでの商品購入時に、福岡空港を利用することが分かるよう「フライト番号」「搭乗日」の入力を必須とする。
- ・利用者からのアンケート回収時に、福岡空港を利用したフライトチケットを提示させる。

(9) 実施体制・人員配置

本事業全体の実施に係る体制として、下記内容を示すこと。

- ① 本事業を効果的に実施するための組織体制（役割分担を含む）を具体的に示すこと。
- ② 各対象市場への対応体制（言語対応、現地ネットワーク、マーケティング実施体制等）について示すこと。
- ③ OTA事業者との連携体制（調整方法、役割分担、情報共有方法等）について具体的に示すこと。
- ④ JR九州をはじめとする交通事業者等との連携体制及び周遊促進に向けた取組の実施体制を示すこと。

(10) 事務局運営体制

日常的な運営・事務処理を担う体制として、下記内容を示すこと。

- ① 本事業の円滑な運営を行うための事務局体制（人員配置、役割分担）を明確に示すこと。
- ② 問合せ対応（多言語対応を含む）の実施体制及び対応フローについて具体的に示すこと。
- ③ 業務実施におけるミスやトラブルを防止するためのチェック体制及びリスク管理手法について示すこと。
- ④ 日常的な業務運営（販売管理、進捗管理、関係者との連絡調整等）を効率的に行うための手法について示すこと。

(11) 進捗管理及び報告体制

- ① 定期的な打合せの実施方法（頻度、報告内容、使用ツール等）について提案すること。
- ② 月次報告におけるKPI進捗の報告内容を具体的に示すこと。
- ③ 課題発生時の対応フロー及び県との連携方法について提案すること。

(12) 過去実績

本業務に類似する事業の実績があれば示すこと。

11 選考方法及び選考結果

(1) 選定方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者（最優秀提案者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

なお、審査に際しては、下記の日程で実施する企画提案のプレゼンテーションの場を設けることとし、応募者は提案内容について説明を行うこと。

① 日時

令和8年6月5日（金）（予定）（詳細は応募者に別途通知する。）

② 場所

鹿児島県庁内会議室又はオンライン（詳細は応募者に別途通知する。）

③ 説明時間等

説明時間は20分以内とする。説明終了後10分程度の質疑応答の時間を設ける。

(2) 選定結果

選考結果は企画提案者全員に対し、文書により通知する。

12 審査・選考基準

(1) 審査基準

企画に対し、仕様書に示す要件による提案内容の優位性について、以下の観点から総合的に判断する。

ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、コンセプトを明確にした企画提案になっているか。

イ 本業務における事務処理スキームは適当か。

ウ 対象市場からの誘客に資する効果的なプロモーション・情報発信となっているか。

エ 利用者を相手に、効率的に事務処理を行う体制が確保できているか。

オ 実施スケジュールは実現可能か。

カ 本業務を効果的かつ円滑に実施できるノウハウやスキルを有しているか。

キ 事業効果を高めるため、独自の発想や工夫があるか。

ク 見積額は適当か。

(2) 失格条項

次の各号に該当した場合には、審査において失格とする。

ア 参加資格要件を欠く場合

イ 各提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しなかった場合

ウ 各提出書類が不足する場合

エ 各提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ 予算額を超える見積価格での提案を行った場合

カ 募集要領及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合

キ 鹿児島県PR観光課又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ク その他募集要領の規定に違反した場合

13 その他特記事項

(1) 企画提案書類提出後の辞退は認めない。

(2) 鹿児島県の承諾を得ずに行った取組について、これにより生ずる責任・負担は受託者に帰属する。

また、雇用保険・労災保険等について、法令の定めるところにより適正に手続きを行うこと。

(3) 参画事業者及び利用者に対して、本事業への参画・利用に当たって特別の金銭負担を求めないこと。

(4) 機械・設備等の備品は原則としてリース・レンタルで対応することとし、やむを得ず取得した備品等は、本事業以外に使用しないこと。

(5) 瑕疵担保責任は、検収合格日から1年とする。

(6) 事業実施に際しては、企画提案書の全ての提案が採用されるものではない。鹿児島県と受託者との協議によって、事業内容の変更を行う場合がある。また、要綱、仕様書又は採用された

企画提案書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、鹿児島県と協議し、その指示に従うこと。

- (7) 受託者は、本事業が鹿児島県との委託契約に基づく事業であることを十分に認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (8) 本事業の経理を明確にするため、受託者が実施している既存事業の経理とは明確に区分して会計処理を行うこと。
- (9) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (10) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- (11) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務がある。
- (12) 本事業のクレーム対応については、受託者において対応すること。
- (13) 事業実施に際しては、鹿児島県と連絡を密にして業務にあたり、疑義が生じた場合は鹿児島県と協議し、その指示に従うこと。

14 問合せ及び提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課海外誘致係 担当：新原
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1
TEL：099-286-2997 FAX：099-286-5580
E-mail：cruise@pref.kagoshima.lg.jp

※※ 対応可能日時 ※※

- ・ 土曜日、日曜日、祝日を除く。
- ・ 午前8時半から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。

インバウンド誘客促進特別事業を実施するにあたっての県の考え方

本県のインバウンドについては、訪日客数が全国では過去最高となる中、コロナ禍前の水準を回復できておらず、最近の国際情勢から先行きが見通せない状況です。

本県における令和6年の訪日外国人一人当たりの観光消費額単価は約8万6千円で、日本人の約3万円と比べると約3倍高く、本県観光関連産業の「稼ぐ力」の向上のためには、国内での誘致に加えて、インバウンドの誘致にも取り組むことが重要だと考えております。

このため、本県においては、直行便の回復に努めつつ、直行便以外で本県を訪れる外国人観光客を増やしていく取組が必要であると考えております。

そうした観点から、海外の旅行予約サイト(OTA)を活用して鹿児島県の魅力をしっかりと情報発信する旅マエのプロモーションを実施することで、鹿児島県に行きたいという外国人観光客を増やし、戦略的市場である米国、シンガポール、タイ、ベトナムなどから国内の他空港を経由して鹿児島県を訪れる外国人観光客を誘致したいと考えております。

訪日外国人が羽田空港や関西国際空港等から航空機を利用して本県を訪れる場合、国内航空会社において、インバウンドを対象とした国内線乗り継ぎ便の運賃割引サービスが行われております。

一方で、福岡空港を経由して鹿児島県に来ていただくという方法も重要な選択肢であり、訪日外国人が福岡から鹿児島県を直接訪れる場合は、通常、新幹線を利用するものと考えておりますが、航空機と同様の運賃割引サービスが設けられておりません。

このため、博多から鹿児島中央までの新幹線移動に対して、本県に少なくとも1泊することを条件に、他の国内の乗継ぎ便と同様にインセンティブを付与する取組を実証的に実施することにより、戦略的市場などから本県を訪れる外国人観光客を増やしてまいりたいと考えております。

本事業は、単に福岡に来ていた外国人観光客を本県へ誘致しようとするものではなく、鹿児島県を訪問したいという外国人観光客に福岡経由というルートを認識してもらうことで、直行便以外で本県を訪れる観光客を増やしてまいりたいと考えているものです。

この実証事業では、約2億円余りの予算で、外国人観光客2万人の利用を見込んでおり、これらの方々による県内での観光消費額は約17億円と推計され、観光関連産業の「稼ぐ力」の向上に寄与するものと考えております。

観光関連産業は、農林水産業、商工業など関連する産業のすそ野が広い本県の基幹産業であり、直接的な観光消費額の増加にとどまらず、さらなる経済波及効果も期待でき、県民全体の利益につながるものと考えております。

この事業を利用して来訪した観光客には、海外の旅行予約サイトを通じてアンケートを実施し、福岡経由を選んだ理由や、新幹線移動に対する感想などに加え、旅行先として鹿児島県を選んだ理由や、旅行を通じて感じた鹿児島県の魅力などについても伺い、この結果は、今後のより効果的なインバウンド誘客に活用してまいりたいと考えております。

また、福岡から鹿児島県へ新幹線を使って約1時間で来られるという近さを実感してもらい、SNSを使って本県の魅力や福岡から鹿児島県へのアクセスのよさなどを情報発信すると、県産品などが当たるキャンペーンを実施することとしており、海外における本県の認知度や本県への来訪意欲の向上、外国人観光客の更なる誘客といった波及効果が得られる実証事業としたいと考えております。

県としては、鹿児島県の「稼ぐ力」の向上を図り、経済を発展させることで、地域の格差是正を図り、県民所得の向上を図って、県民の暮らしと雇用を守るとともに、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成など、かごしま未来創造ビジョンに掲げた各般の施策に積極的に取り組むことにより、誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島県を目指してまいりたいと考えております。